

議案第53号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、会計年度任用職員制度が新たに導入されること等から、関係条例において所要の整備を行う必要があるため提案する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例

(南風原町職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第1条 南風原町職員の懲戒に関する条例（昭和47年南風原村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南風原町条例第 号）第16条に規定する報酬の額）」を加える。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表を次のように改める。

職名		報酬の額		旅費の額						
				鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当1 日につ き	宿泊料		食卓料 一夜に つき
								県外	県内	
教 育 委 員 会	委員	月 額	円 44,100	1等	実費	実費又 は1キ ロメー トルに つき37 円	1,000 円。た だし、 宿泊を 要する 場合は 3,000 円	円 14,800 円を限 度とし て実費 支給を する。	円 13,300 円を限 度とし て実費 支給を する。	円 3,000
農	会長	月	34,300	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

業 委 員 会	職務代理者	額	32,200	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	委員		30,800	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	農地利用最 適化推進委 員		30,800	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
選 挙 管 理 委 員 会	委員長	月	30,100	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	委員長代理	額	26,600	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	委員		25,200	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
監 査 委 員	識見を有す る者のうち から選出さ れた委員	月	52,200	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	議会議員の うちから選 任された委 員	額	44,100	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

選挙長	日額	9,600	〃	〃	〃	1,000 円。ただし、 宿泊を要する 場合は 2,400 円	南風原町職員等の旅費に関する条例（昭和47年南風原村条例第44号）に定める一般職員の旅費相当額
選挙立会人	日額	8,000	〃	〃	〃	〃	
投票所の投票管理者	日額	11,400	〃	〃	〃	〃	
投票所の投票立会人	日額	9,700	〃	〃	〃	〃	
開票管理者	日額	9,600	〃	〃	〃	〃	
開票立会人	日額	8,000	〃	〃	〃	〃	
期日前投票所の投票管理者	日額	10,000	〃	〃	〃	〃	
期日前投票所の投票立会人	日額	8,600	〃	〃	〃	〃	

特別職報酬審議会委員	日額	5,400	〃	〃	〃	〃
行政不服審査会委員及び専門委員	日額	11,000	〃	〃	〃	〃
防災会議委員	大学教授	日額	11,000	〃	〃	〃
	その他の委員	日額	4,900	〃	〃	〃
総合計画等審議会委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
行政改革推進委員会委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
男女共同参画推進会議委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
情報公開及び個	日	6,300	〃	〃	〃	〃

個人情報保護審査 会委員	額					
固定資産評価審 査委員会委員	日 額	5,400	〃	〃	〃	〃
民生委員推薦会 委員	日 額	5,400	〃	〃	〃	〃
児童福祉審議会 委員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
南風原町子 ども・子育て 会議委員	大 学 教 授	日 額	11,000	〃	〃	〃
	そ の 他 の 委 員	日 額	4,900	〃	〃	〃
国民健康保 険運営協議 会委員	医 師	日 額	11,000	〃	〃	〃
	そ の 他 の 委 員	日 額	4,900	〃	〃	〃

次世代育成 支援行動計 画策定審議 会委員	医 師 ・ 大 学 教 授	日 額	11,000	〃	〃	〃	〃
	そ の 他 の 委 員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
地域福祉計 画策定委員 会委員	大 学 教 授	日 額	11,000	〃	〃	〃	〃
	そ の 他 の 委 員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
予防接種健 康被害調査	医 師	日 額	11,000	〃	〃	〃	〃

委員会委員							
新型インフルエンザ等 対策有識者 会議委員	医師 ・ 大学 教授	日 額	11,000	〃	〃	〃	〃
	そ の 他 の 委 員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
土地改良に伴う 換地評価委員		日 額	5,400	〃	〃	〃	〃
都市計画審議会 委員		日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
土地区画整理審 議会委員、評価 委員		日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
南風原町観光振 興計画策定委員 会委員		日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
南風原町観光発		日	4,900	〃	〃	〃	〃

信施設整備基本 構想・基本計画 策定委員会委員	額						
南風原町中小企 業・小規模企業 振興審議会委員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃	
南風原町地域新 エネルギービジ ョン策定委員会 委員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃	
公民館運営審議 会委員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃	
教育支援委 員会委員	医 師 ・ 大 学 教 授	日 額	11,000	〃	〃	〃	〃
	そ の 他 の 委 員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
いじめ問題対策	日	4,900	〃	〃	〃	〃	

連絡協議会委員		額					
いじめ防止 等専門委員 会委員	医 師 ・ 弁 護 士 ・ 大 学 教 授	日 額	11,000	〃	〃	〃	〃
	そ の 他 の 委 員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
いじめ問題 調査委員会 委員	医 師 ・ 弁 護 士 ・ 大 学	日 額	11,000	〃	〃	〃	〃

	教授						
	その他の委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
学校事故調査委員会委員	医師・弁護士・大学教授	日額	11,000	〃	〃	〃	〃
	その他の委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
学校医・幼稚園医		年額	100,000	〃	〃	〃	〃

学校歯科医・幼稚園歯科医	年額	100,000	〃	〃	〃	〃
学校薬剤師・幼稚園薬剤師	年額	60,000	〃	〃	〃	〃
社会教育委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
スポーツ推進委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
文化財保護委員会委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
文化センター企画運営審議会委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
町史編集委員会委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
教育事務点検評価審議会委員	大学教授	日額	11,000	〃	〃	〃
	その他の委員	日額	4,900	〃	〃	〃

その他の委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
--------	----	-------	---	---	---	---

(南風原町職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 南風原町職員の分限に関する条例(昭和54年南風原村条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第5条第1項中「範囲」の次に「(会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員の任期を超えない範囲)」を加え、同条第2項本文中「場合」の次に「(会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員の任期に満たない場合)」を、「範囲」の次に「(会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員の任期を超えない範囲)」を加える。

(南風原町職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 南風原町職員の給与に関する条例(昭和59年南風原町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第25条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和59年南風原町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(以下「一般職員」という。)の給与の例による。」を「及び南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南風原町条例第 号)の規定の適用を受ける職員(次条において「一般職員等」という。)の例による。」に改める。

第3条中「一般職員」を「一般職員等」に改める。

(南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（南風原町立中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 南風原町立中央公民館の設置及び管理に関する条例（平成23年南風原町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書を削る。

（南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成26年南風原町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第9条 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年南風原町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。